

20 政令指定都市に係る県費負担教職員制度の見直し

提出先 総務省、財務省、文部科学省

【提案項目】

- 1 政令指定都市に係る県費負担教職員制度見直しの早期実施
- 2 制度見直しのスケジュールの早期提示

【提案内容】

項目1 教育における地方分権を進めるため、平成25年3月に閣議決定された「義務付け・枠付けの第4次見直し」に明記された政令指定都市に係る県費負担教職員制度の見直しについて、早期に実施し、政令指定都市が自主的・主体的に教育行政を展開できるようにすること。

項目2 道府県から政令指定都市に事務等が円滑に移管されるよう、制度見直しのスケジュールを早期に示すこと。

【提案理由】

現在、政令指定都市における県費負担教職員の人事（任命）権は政令指定都市が有し、道府県が給与負担（給与の支出責任）をしているため、任命権者と給与負担者が異なるという「ねじれ」状態にある。

本県では、平成22年4月に政令指定都市に移行した相模原市を含め、全県の約6割にも及ぶ3つの政令指定都市の公立義務教育諸学校の教職員が「ねじれ」状態にある。

平成25年3月に閣議決定された「義務付け・枠付けの第4次見直し」の中で、「指定都市に係る県費負担教職員の給与等の負担については、第30次地方制度調査会において行われている大都市制度の見直しの審議状況及び教育行政の在り方についての検討状況を踏まえつつ、関係省庁において、関係者の理解を得て、速やかに結論を出した上で、指定都市へ移譲する」とされた。

移譲に当たって、最大の課題である給与負担のための財源措置は税財源の配分にかかわる問題であることから、地方税財政制度を所管する国において、国と地方の役割分担の抜本的な見直しによる税源移譲などの具体的な方策を講じる必要がある。

【現行の県と市町村の関係とその見直し】

〈現行〉

区 分	政令指定都市	政令指定都市以外の市町村
人事(任命)権	政令指定都市	県
給与の決定	政令指定都市	県
給与負担	県	

任命権者と給与負担者が不一致（ねじれ現象）

〈見直し〉

区 分	政令指定都市	政令指定都市以外の市町村
人事(任命)権	政令指定都市	県 (順次、市町村へ移譲)
給与の決定		
給与負担		

教育現場に近い市町村が地域の実態に合った教育を自主的・主体的に責任を持って展開

【本県での取組状況等】

本県では、政令指定都市所在道府県教育委員会教育長、横浜市及び川崎市教育委員会と連名で、総務大臣及び文部科学大臣等に要望を行った。（平成22年3月）
さらに、国に対して単独で要望を行うとともに（平成22年5月）、全国知事会（平成18年7月～平成24年7月）及び全国都道府県教育委員会連合会（平成14年7月～平成24年7月）を通じて、国に対して要望を行った。

【制度見直しに係る国等の動向】

H15. 6. 27	<p>閣議決定「経済財政運営と構造改革に関する基本方針 2003」</p> <ul style="list-style-type: none"> 県と政令指定都市間の県費負担教職員制度の見直し、学級編制の基準の設定権限の移譲については、関係道府県及び政令指定都市等関係方面の理解を得つつ、平成15年度内に意見を集約し、その結果を踏まえ実現を図る。
H20. 5. 28	<p>地方分権改革推進委員会「第1次勧告」</p> <ul style="list-style-type: none"> 県費負担教職員の人事権の移譲と給与負担については、都道府県から中核市に人事権を移譲するとともに、すでに人事権が移譲されている政令指定都市と中核市において人事権者と給与負担者が一致する方向で検討し、平成20年度中に結論を得る。あわせて、現在都道府県の協議・同意が必要とされている学級編制や都道府県が定めている教職員定数についても決定方法を見直す方向で検討し、平成20年度中に結論を得る。
H22. 6. 22	<p>閣議決定「地域主権戦略大綱」</p> <ul style="list-style-type: none"> 県費負担教職員の任命権や給与等の負担などについて、広域での人事調整の仕組みにも配慮した上で、都道府県から中核市に権限を移譲する方向で検討を行い、小規模市町村を含めた関係者の理解を得て、平成23年度以降、結論が得られたものから順次実施する。
H25. 3. 12	<p>閣議決定「義務付け・枠付けの第4次見直しについて」</p> <ul style="list-style-type: none"> 指定都市に係る県費負担教職員の給与等の負担、県費負担教職員に係る定数の決定及び学級編制基準の決定については、第30次地方制度調査会において行われている大都市制度の見直しの審議状況及び教育行政の在り方についての検討状況を踏まえつつ、関係省庁において、関係者の理解を得て、速やかに結論を出した上で、指定都市へ移譲する。 中核市に係る県費負担教職員の給与等の負担、都道府県教育委員会の県費負担教職員の任命権、県費負担教職員に係る定数の決定及び学級編制基準の決定については、教育行政の在り方についての検討状況や、県費負担教職員の任命権に係る条例による事務処理特例制度の運用状況を踏まえつつ、広域での人事調整の仕組みにも配慮した上で、中核市に権限を移譲する方向で検討を行い、小規模市町村を含めた関係者の理解を得て、平成25年度以降、結論が得られたものから順次実施する。

(神奈川県担当課：教育委員会教職員企画課)